

議案第 105 号

龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について

令和 4 年 12 月 6 日 提出

阿見町長 千 葉 繁

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 289 条の規定により, 令和 5 年 3 月 31 日をもって龍ヶ崎地方衛生組合を解散することに伴い, 同組合の財産処分を別紙のとおり定めることについて, 同法第 290 条の規定に基づき, 議会の議決を求める。

別紙

次に掲げる龍ヶ崎地方衛生組合の財産を全て稲敷地方広域市町村圏事務組合に帰属させるものとする。

1 土地 合計32,812.11㎡

所在	登記簿面積
龍ヶ崎市板橋町安台542番1	29,745.33㎡
龍ヶ崎市板橋町安台542番8	6.78㎡
龍ヶ崎市板橋町安台557番	3,060.00㎡

2 建物 合計8,192.37㎡

建物の名称	延床面積
車庫	55.00㎡
重油タンク	21.20㎡
受付棟	18.90㎡
計量棟	49.98㎡
管理棟	774.87㎡
218kl／日施設163kl／日設備	2,666.66㎡
218kl／日施設55kl／日設備	2,258.39㎡
218kl／日施設災害時等緊急貯留設備	1,530.50㎡
乾燥汚泥造粒施設	587.50㎡
造粒品倉庫	229.37㎡

3 構築物

構築物の名称	数量
計量証明設備	一式
163kl／日設備機械設備	一式
55kl／日設備機械設備	一式
災害時等緊急貯留設備機械設備	一式
乾燥汚泥造粒施設機械設備	一式

4 物品

物品の名称	数量
普通乗用車	1台
軽乗用車	1台
貨物自動車	1台
フォークリフト	2台
草刈機械	1台

備考 取得価格50万円以上のものを掲載した。

5 基金

基金の名称
財政調整基金
施設整備基金

6 上記以外の物品

議案第105号説明資料

【龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分の理由】

この議案は、現行の稲敷地方広域市町村圏事務組合に龍ヶ崎地方塵芥処理組合と龍ヶ崎地方衛生組合を合流させて地方自治法（昭和22年法律第67号）第285条の規定に基づく複合的一部事務組合を設立するための議案です。

具体的には、龍ヶ崎市、利根町及び河内町の塵芥処理に関する事務を共同処理する龍ヶ崎地方塵芥処理組合と、龍ヶ崎市、牛久市、取手市、利根町、河内町、稲敷市、美浦村及び阿見町のし尿処理に関する事務を共同処理する龍ヶ崎地方衛生組合を解散し、当該2組合の事務を稲敷地方広域市町村圏事務組合が承継することで、事務管理部門である総務・会計部門を集約し、旧来から続いている組織や経営体質を改善するとともに、複合的一部事務組合として経営基盤を強化し、将来を見据えた広域行政を展開できるよう、抜本的な改革・改善を行おうとするものです。